

## 福島市事後審査型制限付一般競争入札(建設工事・業務委託)実施要領

令和 6年10月28日制定

### (趣旨)

第1条 この要領は、福島市制限付一般競争入札(建設工事・業務委託)実施要綱(平成20年3月6日制定。以下「一般競争入札実施要綱」という。)第19条に規定する入札参加資格を開札後に確認する事後審査型制限付一般競争入札(以下「事後審査型入札」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 事後審査型入札に付することができるのは、次の各号に掲げるものとする。

- (1)設計金額が2千5百万円以上1億5千万円未満の建設工事
- (2)設計金額が1千万円以上の業務委託

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事後審査型入札に付すべきものと認める建設工事並びに業務委託については、これを実施対象として指定できるものとする。

### (入札参加資格)

第3条 事後審査型入札に参加する者に必要な資格については、一般競争入札実施要綱第5条の規定を準用する。

### (入札の公告等)

第4条 事後審査型入札に係る公告については、一般競争入札実施要綱第7条の規定を準用する。

### (競争入札参加確認申請書等の提出)

第5条 競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)様式1又は様式1-2(共同企業体の場合)及び特定建設工事共同企業体又は特定業務委託共同企業体(以下「特定JV」という。)に係る特定共同企業体協定書の写し(入札参加形態が共同企業体を含む場合)、及び施工実績等の資料(以下「技術資料」という。)様式2及び様式3又はそれらに準じて作成した資料提出については、一般競争入札実施要綱第8条第1項の規定を準用する。

2 提出期限までに申請書を提出した者は、原則として、当該入札に参加できるものとする。ただし、公告等に示す入札参加資格を有しないことが明らかな場合を除く。

3 提出期限までに申請書を提出しない者は、当該入札に参加できない。

4 提出された申請書および技術資料等については、一般競争入札実施要綱第8条第3項の規定を準用する。

### (設計図書等の閲覧)

第6条 事後審査型入札に係る設計図書等の閲覧については、一般競争入札実施要綱第12条の規定を準用する。

(入札の中止等)

第7条 市長は、公正な入札が害されるおそれがあると認めるときは、入札の中止又は延期をすることができる。

(入札等の手続き)

第8条 入札参加者は、公告等で示す入札期間に入札書又は辞退届を提出するものとする。

2 提出された入札書及び辞退届の変更又は取消しは認めない。

3 電子入札案件についてやむを得ない事情により紙入札等で参加を行う場合には、必要な手続きを行うこととする。なおこの場合、すでに電子入札システムを利用して提出した文書等については有効なものとして取り扱うものとする。

(開札)

第9条 第5条及び前条の手続きが終了していることを確認の上、執行する。

2 開札は原則公開とする。

(再度入札)

第10条 落札候補者が決定しない場合には、再度の入札を行うことができる。なお再度入札は1回までとする。

(落札候補者の決定)

第11条 落札候補者は、事後審査型入札の開札の結果、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者(最低制限価格及び失格基準価格を下回る額を入札した者を除く。)とする。なお低入札価格調査の対象となった場合にはこの限りではない。

2 開札の結果、前項の落札候補者になるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者(以下「次順位者」という。)を決定するものとする。

(競争入札参加資格の確認及び落札者の決定)

第12条 入札参加資格の有無については、財務部契約検査課で審査を行い、市長が確認を行う。なお審査は第5条の規定により提出された申請書および技術資料を基に行う。

2 入札参加資格を有していると認めるときは、その者を落札者と決定し、競争入札参加資格確認通知書により原則として開札した日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に通知するものとする。ただし、共同企業体の場合は代表者へのみ通知する。

3 第1項の審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、その者に対し競争入札参加資格確認通知書によりその理由を付して通知するとともに、直ちに次順位者のうち最上位の者又は予定価格の範囲内で落札候補者の次に低い価格を提示した者を新たな落札候補者とする。

4 前項において、予定価格の範囲内で落札候補者の次に低い価格を提示した者が2者以上あるときは、第11条第2項の規定を準用する。

5 第3項の規定により新たな落札候補者が決定した後の手続きについては、同条の規定を準用する。

6 落札者が決定するまで予定価格の範囲内で最低制限価格及び失格基準価格以上の入札を行った者がなくなるまで繰り返すものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第13条 事後審査型入札に係る入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明については、一般競争入札実施要綱第11条の規定を準用する。

(公表)

第14条 入札結果の公表については、入札結果等の公表実施要領(昭和57年12月1日制定)に基づき、公表するものとする。

#### 附 則

1 この要綱は、令和 6年11月1日から施行する。